

赤穂市選挙管理委員会告示第48号

赤穂市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則  
(平成18年赤穂市規則第27号) 第3条の規定により、下記のとおり公示  
する。

令和7年11月18日

赤穂市選挙管理委員会

委員長 鹿 島 博 司

記

1 電子情報処理組織を使用して行うこととする申請等

名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙  
等の請求

2 開始日

令和7年12月1日